



パトロール大東

令和6年11月号
大東駐在所
原、佐々木 43-2400



雲南署HP
にはこちら
← から



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました！



運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画像を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外です。

違反者

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対し新たに罰則が整備されました。

違反者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



施行日は令和6年11月1日です

し っかりと ま もるルールで ね がう安全

犯罪被害者週間 (11月25日～12月1日)

事件や事故の被害に遭われたら
一人で悩まないでお電話ください

最寄りの警察署又は #9110(警察相談専用電話)
平日8:30～17:15

- ※ 土、日、祝日、年末年始及び受付時間外は当直員が対応します。
- ※ 緊急の場合は、110番してください。

全国一律

指名手配被疑者捜査強化月間

11月は、「指名手配被疑者捜査強化月間」です。指名手配被疑者の逮捕には、皆様のご協力が必要です。

よく似た人を見かけたときは、最寄りの警察署または交番、駐在所への通報をお願いします。



犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間での活動 (10/11～10/20)

10/17 自転車鍵掛け点検
チラシ配布(大東中学校)



10/15 年金支給日における
チラシ配布(Aコープだいたい店前)



地域安全推進委員の方と協同で、
チラシ配布を行いました！

駐在所日誌

